

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

### 記

#### 1. 競争入札に付する事項等

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 件名        | 平成30年度佐賀第2合同庁舎で使用するガスの調達   |
| (2) 特質等       | 仕様書のとおり  |
| (3) 契約期間      | 平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで                                      |
| (4) 証明書等の受領期限 | 平成30年3月15日(木)17時00分  |
| (5) 入札書の受領期限  | 平成30年3月19日(月)17時00分  |
| (6) 開札の日時及び場所 | 平成30年3月20日(火)10時30分から<br>佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎<br>7階 佐賀財務事務所会議室 |

#### 2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 平成28・29・30年度財務省競争参加資格審査(全省庁統一資格)において、資格の種類が「物品の販売」のうち営業品目が「燃料類」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者で、責任をもって業務を完了することができる者。  
ガス事業法第3条の規定に基づき登録を行っている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 当該地方支分部局の所属担当官が行った入札の結果、落札者又は落札候補者となりながら正当な理由なくして契約を締結しなかった者でないこと。  
また、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ落札者とならなかった者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 下記3.(3)で仕様書等の交付・説明を受け、下記3.(2)の入札参加申込みを行った者であること。

### 3. 契約条項を示す場所及び入札参加申込み等

#### (1) 契約条項を示す場所

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎7階  
福岡財務支局佐賀財務事務所 総務課（電話 0952-32-7161 内線 2713）

#### (2) 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、下記(3)により仕様書等の交付・説明を受けた後、上記(1)の場所に下記期限までに入札参加申込みを行うこと。

参加申込期限 平成30年3月14日(水)17時00分

受付時間 平日9時00分から12時00分及び

13時00分から17時00分の間とする。

#### (3) 仕様書等の交付・説明日時及び場所

① 日時 平成30年2月27日(火)から平成30年3月14日(水)  
平日の9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分の間とする。

② 場所 上記(1)に同じ。

(平成28・29・30年度財務省競争参加資格の「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」(写)及び印鑑を持参すること。)

### 4. 入札保証金及び契約保証金

免除する。ただし、落札者又は落札候補者が契約を結ばないときは、賠償金として入札金額の100分の5を徴収する。

### 5. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 7. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上公告する。

平成30年2月27日

分任支出負担行為担当官

福岡財務支局佐賀財務事務所長 樋口 光雄